

参考

部活動指導員の職務（令和7年度）

始良市教育委員会

1 職務

部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

その際には、「部活動の方針」を遵守し、部活動の充実及び教員の「働き方改革」（教員の部活動指導にかかる時間の軽減）の実現を図ることを目的とし指導に従事すること。

2 任用、報償、勤務時間等

(1) 部活動の在り方に関する方針の遵守

【休養日】ア 学期中は、週当たり2日以上設ける。

（少なくとも平日1日、土・日曜日1日以上）

イ 長期休業中は、学期中に準じる。

部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】 1日の活動時間は、**長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度**とし、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 報償

1時間当たり **1,701円**とする。

(3) 大会引率に係る費用

1日8時間

(4) 年次有給休暇

週1回活動：1日（2時間）

週3回活動：4日（8時間）

3 部活動指導員の職務

- ・ 実技指導
- ・ 安全に関する指導
- ・ 大会等の引率
- ・ 点検・管理
- ・ 会計管理
- ・ 保護者への連絡
- ・ 練習計画作成
- ・ 事故対応